

鳥取市の中核市移行による鳥取県と鳥取市との連携協約

(目的)

第1条 この協約は、鳥取県（以下「甲」という。）が鳥取市（以下「乙」という。）の中核市移行により乙に保健所を移管することに伴い、甲及び乙が連携して保健所業務等を処理することにより、県東部圏域（乙、岩美郡岩美町並びに八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町の区域をいう。以下同じ。）の住民サービスの維持及び向上並びに県全域の効率的な行政運営の促進を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事務について、次条に定めるところにより相互に役割を分担し、連携を図るものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の2第1項の規定により中核市が処理する事務
- (2) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の規定により乙が処理することとされている事務
- (3) 法第252条の14第1項の規定により甲が乙に委託する岩美郡岩美町並びに八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町の区域に係る保健所業務等
- (4) 住民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務（以下「健康危機管理」という。）
- (5) 広域的な災害が発生した場合の医療救護に関する活動（以下「災害医療救護」という。）

(役割分担)

第3条 甲及び乙の役割分担は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 円滑な事務の執行
 - ア 乙は、甲と連携し、円滑な事務の遂行に努める。
 - イ 甲及び乙は、連携して住民への情報公開・広報を行う。
- (2) 専門人材の確保・育成
 - ア 甲及び乙は、連携して専門人材の確保及び育成・資質の向上を図る。
 - イ 乙は、計画的に必要な人員の確保に努め、甲は、乙の求めに応じて必要な人的支援を行う。
- (3) 健康危機管理及び災害医療救護の対策の推進
 - ア 甲は、県全域の健康危機管理及び災害医療救護の体制を統轄し、乙が県東部圏域におけるこれらの機能を十分に実施できるよう支援する。
 - イ 乙は、甲と連携し、県東部圏域における健康危機管理及び災害医療救護の体制を整備し、これらの機能を担うとともに、甲から要請があった場合には、広域的な支援に協力する。
- (4) 情報共有の推進
甲及び乙は、前3号に規定する役割分担を円滑に進めるため、相互に必要な情報の共有を行う。

(経費負担)

第4条 前条に規定する役割分担に基づいて甲又は乙が事務を処理するために要する経費は、当該事務について甲又は乙が本来果たすべき役割、両者の受益の程度その他の事情を勘案し負担するものとし、これによりがたい場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協議)

第5条 甲及び乙は、必要に応じて協議の場を設定し、課題の検討を行うものとする。

(発効)

第6条 この協約は、平成30年4月1日に効力を生ずる。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、上記のとおり協約を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成29年12月26日

甲 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県

鳥取県知事 (署名)



乙 鳥取市尚徳町116番地

鳥取市

鳥取市長 (署名)

